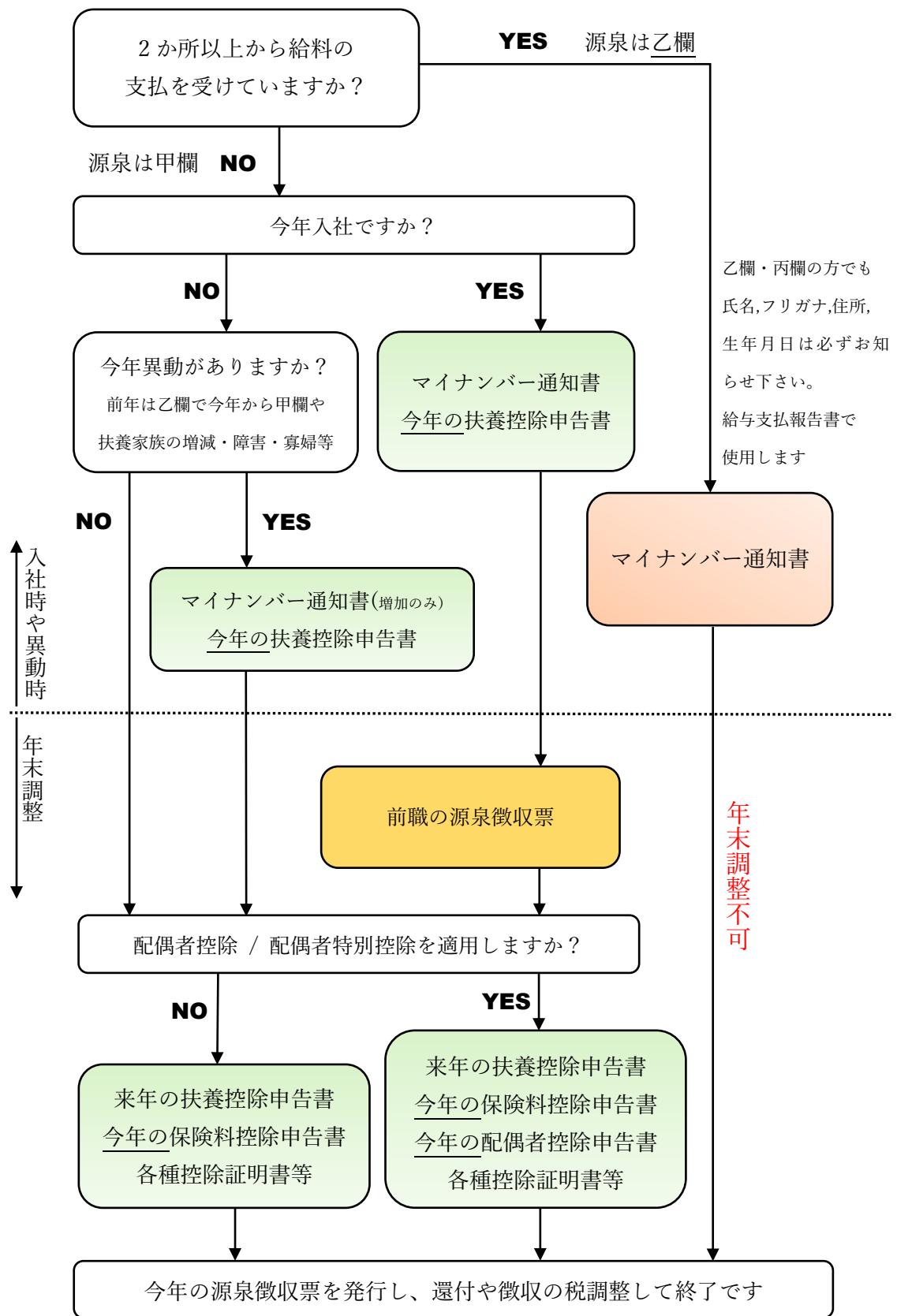


入社・異動・年末調整時 必要書類フローチャート

2018年11月1日

古口美知子税理士事務所



12月給与支給時の在職者は年末調整を行います。退職者や、在職で収入が年2000万超の方は年末調整できません。

合計所得金額が1,000万円を超える方は配偶者(特別)控除を適用できません。また夫婦双方で特別控除を適用できません。

2箇所以上から給与を受け取っている方。障害・寡婦の判定など難しい事案等はお電話にてご相談下さい。